



こうすれば咬まれない

～ 犬を悪者にしないために ～



犬の嫌がることをしない

- 突然走らない
- 大声を出さない
- 突然さわらない
- 犬の目をジーっと見つめない



知らない犬に出会ったら

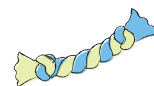


- 放浪している犬が近づいてきたら、視線をそらして腕を組み、犬がいなくなるまでその場でじっと動かないようにする
- 飼い主と一緒にいる犬でも、まずは犬にさわっていいかを飼い主に確認する

こんな時は犬にさわらないで！



- 「そばに來ないで！」の合図をしている犬
 - ・ 耳を伏せている(後ろに向けている)
 - ・ 体を低く、硬くしている
 - ・ 鼻にシワをよせている
 - ・ 口を強張らせている
 - ・ 尻尾を下げて股の間に隠している
- 車の窓から顔を出している犬
- 塀や垣根の中から顔を出している犬
- お店等の前で、飼い主を待っている犬
- 放浪している犬
- 子犬のお世話をしている犬
- おもちゃで遊んでいる犬
- 犬のそばに物を落としてしまった時(不用意に拾わない)
- 寝ている犬
- 食事中的犬



もしも犬に咬まれてしまったら・・・

- すぐに病院を受診し、手当を受けてください。(咬まれたのが動物の場合、動物病院へ)
- 動物管理センターにご連絡ください(仙台市内での事故の場合)
 - ・ 犬の飼い主が判明している場合、飼い主に指導を行います。
 - ・ 飼い主不明犬の場合は捕獲に伺いますので、お近くの交番・警察署または動物管理センター(仙台市内の場合のみ、開庁時間に対応)にご連絡ください。



問い合わせ先



(仙台市動物管理センター)

〒983-0034 仙台市宮城野区扇町6-3-3
TEL 022-258-1626 FAX 022-258-1815

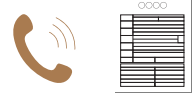
(開庁は平日8時30分～17時)

犬の飼い主の皆様へ

～ 飼い犬が人や動物を咬んでしまったら～



- ① ケガの手当、病院への搬送など誠意を持って行って下さい。
 - ② 犬を落ち着かせて、隔離してください。
 - ③ 3日以内に動物管理センターに届出てください(仙台市在住の場合)。まずはお電話で、ご連絡ください。
 - ④ 動物病院での検診などが必要です。センターの指示に従ってください。
(その年度の狂犬病予防注射が済んでいない場合、慌てて打たないで下さい。) 受診時には、その年度の狂犬病予防注射が済んでいるかどうかを、必ず申告して下さい。
- ◎ 事故が大きい時は、警察にも連絡をし、現場検証をしてもらって下さい。(後々のトラブルが少なくて済む可能性があります。)
- ◎ 犬が連れて行かれてしまうという心配はありませんので、必ずご連絡下さい。



宮城県動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

この条例は動物の愛護及び管理に関する法律に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に關し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康の保持並びに人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図って人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(飼い犬によるこう傷事故の届出等)

- 1 犬の飼い主は、その飼い犬が人又は家畜をかんだときは、当該かんだ日の翌日から起算して3日以内に知事に届けなければならない。
- 2 人をかんだ犬の飼い主は、届出の日から起算して20日以内に当該犬の狂犬病に係る診断書を知事に提出しなければならない。

～事故をおこさないために～

散歩中

- 散歩前に首輪・リード等、犬具の点検をしましょう。
- 自分の犬はもちろんのこと、他の犬や子供、自転車等に常に目配りをしましょう。
- リードは短く持ち、いざという時に抱き上げたり、犬を制御できるようにしましょう。



家で

- 人が通る所に、犬を繋がないようにしましょう。
- 敷地に放して飼う場合は、門を施錠して呼鈴等を門外へ設置しましょう。
- フェンス等の隙間から、犬の口が出ないように対策をしましょう。
- あらゆる脱走の可能性を考えて、対策をしましょう(玄関ドア内にフェンスを設置する等)。

